

別紙

	特定建設作業工事の種類	特定建設作業・工事に使用される機械の名称、形式及び仕様
騒音規制	くい打機又は、くい抜機を使用する作業	
	くい打くい抜機を使用する作業	
	びょう打機を使用する作業	
	さく岩機を使用する作業	
	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	
	コンクリートプラントを設けて行う作業	
	アスファルトプラントを設けて行う作業	
	バックホウを使用する作業	
	トラクターショベルを使用する作業	
	ブルドーザーを使用する作業	
振動規制	くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	舗装板破碎機を使用する作業	
	ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	
県条例	アースオーガと併用してくい打機を使用する作業	
	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業 (騒音規制法対象となるもの以外に限る)	
	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	
騒音、振動の防止方法		